

公立大学法人青森公立大学職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式に関する細則

平成22年4月1日

規程第20号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人青森公立大学職員退職手当規程(平成21年規程第81号。以下「退職手当規程」という。)第27条の規定に基づき、退職手当の支給制限等に係る書面の様式について定めるものとする。

(退職手当の支給制限等に係る各種書面の様式)

第2条 次の各号に掲げる書面の様式は、それぞれ当該各号に定める様式の例による。

- (1) 次に掲げる書面 青森市職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式に関する規則(平成22年青森市規則第6号。以下「青森市規則」という。)様式第1号
イ 退職手当規程第22条第1項の規定による処分に係る同条第2項の書面
ロ 退職手当規程第24条第1項(同項第1号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第5項において準用する退職手当規程第22条第2項の書面
- (2) 退職手当規程第24条第1項(同項第2号に該当する場合に限る。)又は第2項の規定による処分に係る同条第5項において準用する退職手当規程第22条第2項の書面 青森市規則様式第2号
- (3) 退職手当規程第23条第1項の規定による処分に係る同条第7項において準用する退職手当規程第22条第2項の書面 青森市規則様式第3号
- (4) 退職手当規程第23条第2項(同項第1号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第7項において準用する退職手当規程第22条第2項の書面 青森市規則様式第4号
- (5) 退職手当規程第23条第2項(同項第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第7項において準用する退職手当規程第22条第2項の書面 青森市規則様式第5号
- (6) 退職手当規程第23条第3項の規定による処分に係る同条第7項において準用する退職手当規程第22条第2項の書面 青森市規則様式第6号
- (7) 退職手当規程第25条第1項(同項第1号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第5項において準用する退職手当規程第22条第2項の書面 青森市規則様式第7号
- (8) 退職手当規程第25条第1項(同項第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第5項又は退職手当規程第25条の2第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する退職手当規程第22条第2項の書面 青森市

規則様式第 8 号

- (9) 退職手当規程第 25 条の 3 第 1 項の規定による通知に係る書面 青森市規則様式第 9 号
 - (10) 退職手当規程第 25 条の 3 第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定による納付を求める行為に係る同条第 6 項において準用する退職手当規程第 22 条第 2 項の書面 青森市規則様式第 10 号
 - (11) 退職手当規程第 25 条の 3 第 4 項の規定による納付を求める行為に係る同条第 6 項において準用する退職手当規程第 22 条第 2 項の書面 青森市規則様式第 11 号
- 2 前項各号の様式は、退職手当規程の規定に適合するようこれを取り繕い使用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(公立大学法人青森公立大学職員の退職手当の支給の一時差止処分に関する細則の廃止)
- 2 公立大学法人青森公立大学職員の退職手当の支給の一時差止処分に関する細則(平成 21 年規程第 83 号)は、廃止する。